

「情報システムに係る政府機関におけるセキュリティ要件策定マニュアル」(案)に対する提出意見及びご意見に対する考え方

	該当箇所	意見	回答
個人	4.4 ステップ4 定型設問 B-2	意見内容 もっと明確な設問にするか、この設問を削るべきだと思います。 理由 情報という無体物に所有者を觀念することは、困難。	適切な情報保護策を検討するに当たり、例えば誰が誰のために秘匿すべき情報なのかといった点について検討の気づきを与えることを目的としております。したがって、厳密な所有者の特定までは必ずしも求められないことから、原案のとおりとさせていただきます。
団体	【付録B. 政府機関統一基準群対応表】の8ページ	「ID:PR-1-2」の「実施レベル:高位」の「統一基準群」の「遵守事項 2.3.3.2(1)(b)」 遵守事項:2.3.3.2(1)(b)は、削除していただきたい。 遵守事項:2.3.3.2(1)(b)の記述は、「情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う情報システムについては、ウェブサーバに保存する情報を特定し、当該サーバに要機密情報が含まれないことを確認すること。」となっております。「仕様書記載(例)」に記述されている「情報システムに蓄積された情報の搾取や漏えいを防止するため、保管された情報を暗号化する機能を備えること。」で示されている「保管された情報を暗号化する機能を備えること」の機能を備えるための遵守事項となっていないと思われます。	原則、高位の対策は中位の対策を含む考え方で各対策要件を定めていることから、ご指摘の遵守事項が高位に含まれると読み取れるように仕様書記載例を修正しました。
団体	【付録A. 対策要件集】の11ページ	「仕様書記載例: 低位」の「情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性に悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。」 「脆弱性に悪用した不正を防止するため」 →「脆弱性を悪用した不正を防止するため」 誤表記と思われます。	ご指摘を踏まえ、修正しました。

<p>団体</p>	<p>【付録A. 対策要件集】の 13 ページ</p>	<p>「仕様記載時の注意事項」の「・証跡は情報システムのストレージを圧迫する大きな要因となり得ることから、蓄積するだけでも費用面での負担は大きいため、証跡の保存内容・期間は情報システムの運用期間、関連する法制度等の考慮した必要最小限の期間を【 】の箇所に記載すること。」</p> <p>関連する法制度等の考慮した必要最小限の期間を」 →「関連する法制度等を考慮した必要最小限の期間を」 誤表記と思われます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正しました。</p>
<p>団体</p>	<p>【付録A. 対策要件集】の 13 ページ</p>	<p>「仕様記載時の注意事項」の「・証跡管理機能についても、仕様書記載例のままではなく上記の考え方を踏まえ必要最小限の要件の留めること。」</p> <p>「必要最小限の要件の留めること。」 →「必要最小限の要件に留めること。」 誤表記と思われます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正しました。</p>
<p>団体</p>	<p>【付録A. 対策要件集】の 14 ページ</p>	<p>「目的」の「不正な証跡の改変や削除を防止するため、証跡を保護を行うこと。」</p> <p>「証跡を保護を行うこと。」 →「証跡の保護を行うこと。」 誤表記と思われます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正しました。</p>
<p>団体</p>	<p>【付録A. 対策要件集】の 27 ページ</p>	<p>「対策の効果：低位」の「情報システムの機器やサービス構成の情報に基づいて、侵害の原因を迅速に究明し、被害拡大を防止できる。また、侵害の原因となる構成要素の点検し、排除することができる。」</p> <p>「また、侵害の原因となる構成要素の点検し」 →「また、侵害の原因となる構成要素を点検し」 誤表記と思われます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正しました。</p>